

(事例1)

継続して簡易課税制度を適用してきた事業者が設備投資等があり一時的に本則課税制度適用に変更する事例（本則課税の適用は1課税期間のみです）

	(第11期)	(第12期)	(第13期)	(第14期)	(第15期)	(第16期)
	簡易課税	簡易課税	簡易課税	本則課税	簡易課税	簡易課税
簡易課税 制度選択 届出書の 提出	(課税売上高) 3,000万円	(課税売上高) 3,100万円	簡易課税 制度選択 不適用届 出書の提 出 (課税売上高) 3,200万円	簡易課税 制度選択 適用届出 書の提出 (課税売上高) 3,500万円	(課税売上高) 4,000万円	(課税売上高) 4,100万円

(注) 第9期・第10期の課税売上高は1,000万円超、3,000万円未満とする。

(事例2)

設立第1期に簡易課税制度を適用した事業者が本則課税制度の適用に変更する事例（一般的に新設法人は3期目までに拘束されます）

